

## 九州大学総合研究博物館フィールド・ミュージアム部内規

第1条 九州大学総合研究博物館（以下「博物館」という。）に、野外における教育・研修支援のためにフィールド・ミュージアム部を置く。

第2条 フィールド・ミュージアム部は博物館の専任教員及び兼任教員をもって組織する。

第3条 フィールド・ミュージアム部に陸域、水域及び地学の3部門を置く。

第4条 各部門に部門主任を置く。

2 部門主任は、当該部門に関係のある兼任教員をもって充てる。なお、必要に応じて博物館の専任教員も部門主任となることができる。

3 部門主任は、各部門の推薦に基づき、博物館長が選出する。

4 部門主任は博物館長の下に、当該部門における野外における教育・研修支援の取りまとめを行う。

5 部門主任の任期は2年とし、補欠の任期は前任者の残任期間とし、再任を妨げない。

第5条 博物館長が必要と認める場合は、部門間の連絡調整を計るため、部門主任会議を開催する。

2 部門主任会議は博物館長、部門主任及び博物館の専任教員をもって組織する。

### 附 則

1 この内規は、平成16年4月1日から施行する。

2 この内規施行後最初に任命にされる部門主任の任期は、第4条第5項の規定に関わらず、平成18年3月31日までとする。

### 附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。